

足場の組立て等の業務に係る特別教育

ご 案 内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

足場からの墜落・転落災害防止対策について、平成27年3月に労働安全衛生規則の一部が改正され、平成27年7月1日から施行されました。

主な改正の内容としては、足場の組立て等の作業に係る業務に就く者への特別教育の義務化、足場の組立て等の作業時の墜落防止措置等の強化、作業床の墜落防止措置の強化、元請等の点検義務強化などで、本教育修了者でなければ作業に従事できません。

1. 開催日時、会場及び定員等

日 時 : 令和8年6月25日(木)

8:55 ~ 16:10

会 場 : 北五建設会館 2階 「大会議室」(五所川原市大字湊字千鳥97)

定 員 : 40名

締 切 り : 6月18日(木)までにお申込みください。

締切り日以前でも定員に達した場合、受付を終了いたします。

2. 受講料

受講時間	合 計 (消費税込み)		内 訳	
			受講料	テキスト代
6時間	会 員	8,935円	8,000円	935円
	非会員	10,045円	9,000円	1,045円

※ テキストは講習当日にお渡しします。

3. 講習科目及び時間

講習科目名	時間
足場及び作業の方法に関する知識	3時間
工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識	30分
労働災害の防止に関する知識	1時間30分
関係法令	1時間
計	6時間

本教育を修了された方は、修了証を即日交付いたします。

4. 受講対象者について

足場の組立て・解体又は変更の作業に係る業務に従事する者

下記に該当する者は、本教育の受講を省略することができます。

- ・足場の組立て等作業主任者修了者
- ・建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程(昭和47年労働省告示第109号)第1条各号に掲げる者
- ・とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ・とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

5. 申込方法

人数が少ないと延期または、中止になる場合もあります。

(1) 提出書類

下記の書類等を郵送または窓口にて、ご提出ください。

受講申込書	<ul style="list-style-type: none">・ 所定の欄に必要な事項をご記入ください。・ 旧姓等の併記の希望する方は、旧姓を使用した氏名又は通称を確認できる書類を添付ください。(例：現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票)・ 申込書は、建災防青森県支部のホームページより入手できます。
写真 1 枚	<ul style="list-style-type: none">・ 胸上タテ 3 cm × ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影した背景無地・無帽・正面・上三分身のものを申込書に貼付けてください。

※ 申込み希望の方は、先に申込書を北五分会に F A X してください。

※ 講習開催決定後、当分会よりご連絡いたします。

(2) 申込書(原本)・受講料(講習開催決定の連絡が当分会からありましたら、窓口・郵送(現金書留)にて、納付・提出をお願いします)

	支 払 先
窓 口	建設業労働災害防止協会 北五分会 支払の際は、お釣りの無いようお願いいたします。
郵送(現金書留)	郵送での申込みの方には、インボイス領収書と受講票を送付致します。

※ 領収書の再発行は行っておりませんのでご注意ください。

6. 注意事項

(1) 講習の日時及び会場は、お間違いのないようご注意ください。

(2) 講習開催日の 1 週間前以降のキャンセル及び欠席の場合は、返金できません。

(3) 受講当日について

- ・ 会場受付にて本人確認をいたします。「受講票」と一緒に、身分証明書の原本(例：運転免許証、マイナンバーカード等)をご提示ください。
- ・ 業務規程により受講時間が定められており時間厳守といたします。
遅刻・途中退席された方には修了証の交付ができません。
- ・ 携帯電話による通話及び操作は休憩時をお願いいたします。

(4) 筆記用具(鉛筆又はシャープペン、消しゴム、マーカー等)は各自ご用意ください。

7. お問い合わせ・申込先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 北五分会

〒037-0035 五所川原市湊字千鳥 97 北五建設会館内

TEL 0173-35-2438 FAX 0173-34-5339

